

○議長（小林哲雄）

続いて、日程第3 議案第8号 平成25年度開成町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。予算書の説明を担当部長に求めます。

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

それでは、予算書の1ページ目をご覧ください。

議案第8号 平成25年度開成町下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成25年度開成町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,167万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,268万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債補正。第3条、地方自治法第230条第2項の規定による地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをおめくりください。第1表の歳入歳出予算の補正の内容でございます。まず、歳入につきましては、第3款国庫支出金から第7款町債まで、歳入合計、補正前の額が6億7,435万8,000円、補正額が5,167万1,000円の減額でございます。合計が6億2,268万7,000円ということになります。

歳出につきましては、第1款総務費から第5款予備費までで、歳出合計補正前の額が6億7,435万8,000円、補正額が5,167万1,000円の減、差し引きいたしまして、6億2,268万7,000円でございます。

次のページをお開きください。4ページでございます。第2表、繰越明許費でございます。第2款事業費、第1項下水道事業費、事業名公共下水道事業費、金額3,000万円でございます。これは2月7日付けで国庫補助金の追加内示、金額としては1,310万円でございますが、これがありましたが、年度内に工事が完了しないため、追加内示分について、国庫補助対象事業費を繰り越しするというものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。起債の目的、公共下水道事業、金額としては、限度額、補正前が1億150万円、補正後が7,360万円。その下、流域下水道事業及び特別措置分については変更はございません。合計で限度額が補正前が1億2,690万円、補正後が9,900万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

次に、10、11ページをご覧ください。2、歳入、3款国庫支出金、第1項国庫

補助金でございます。第1目下水道事業費国庫補助金、補正額1,105万円の減額でございます。内容につきましては、社会資本整備総合交付金1,105万円の減額でございます。これは当初予算額7,735万円に対して当初の国の内示額が5,320万円、追加内示額が先ほど申し上げた1,310万円で、合計6,630万円の内示額に決定したため、差額を減額するものでございます。

第4款繰入金、第1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,400万円の減額でございます。こちらにつきましては、国庫補助対象事業及び関連事業の国庫補助金減額の交付決定に伴い、執行停止をいたしました事業がございますので、それらの歳出の減額に伴う一般会計からの繰入金の減額でございます。

第6款諸収入、第2項雑入、第1目雑入でございます。127万9,000円の増額、流域下水道事業建設費負担金返戻金でございます。内容につきましては、小田原市寿町処理場の事業停止に伴います、流域下水道事業への加入及び箱根町の加入に伴う過去の処理場建設費負担金の構成市町、これが3市7町になりますが、それによる精算金でございます。今年度から10年間の予定で実施いたします。

第7款町債、1項町債、第1目下水道事業債でございます。金額が2,790万円の減額でございます。これは国庫補助対象事業及び関連事業の国庫補助金の減額の決定に伴い、執行停止をした事業に伴う起債の減でございます。

次のページをお開きください。3、歳出、第1款総務費、1項下水道総務費、1目一般管理費でございます。補正額161万7,000円、説明といたしましては、経常的一般管理費、消費税及び地方消費税161万7,000円の増でございます。これは前年度確定分の消費税の申告額を9月に申告納付いたしました。本年度内にその2分の1を中間納付することとなったために、予算に不足を生じたものでございます。

次に第2款事業費、第1項下水道事業費、第1目公共下水道事業費でございます。補正額4,577万2,000円の減額でございます。説明欄をご覧ください。公共下水道事業費、まず実施設計委託料でございますが、これは入札執行残の減ということで、7,068万円の減額。次が国庫補助対象事業工事費、これは国庫補助金の減額内示による執行停止及び執行残の減でございます。2,152万円です。

次が町単独事業工事費及び水道管補償費でございますが、これも国庫補助対象事業に関連する工事分の執行停止分でございます。

次に第3款流域下水道費、第1項流域下水道費、第1目流域下水道費でございます。補正額7,060万5,000円の減額です。内容といたしましては、流域下水道事業維持管理費負担金でございます。これは県下水道公社の維持管理事業費が入札が行われまして、その執行残を精算したことによる減額でございます。

第5款予備費、第1項予備費、第1目予備費でございますが、8万9,000円の増ということになります。

次に、14ページをお開きください。地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分1番の普通債、(1)の公共下水道事業から(4)の補償金免除繰上償還借換

債まで、当該年度中の補正前の額でございますが、当該年度中の起債見込額が１億２，６９０万円、この当該年度末の現在高見込みが３１億５，０２４万９，０００円でございますが、今回の補正によりまして、当該年度中の起債見込額が９，９００万円、これに伴う当該年度末の現在高見込みが３１億２，２３４万９，０００円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

８番、山田貴弘議員。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。１３ページの流域下水道事業費、流域下水道事業維持管理費負担金ということで執行残ということで減額補正が挙げられていますが、最近、あそこは流域下水道のところで、シアン化合物が検出されて、魚が死んだという報道がされたと思うんですが、それに伴う中での維持・管理というのですか。そこら辺での絡みはなかったのかどうか、流域下水道の処理場としての、当初見込んでいた事業計画の中で補正を入れて、何か機器を直すとか、そういうのがなかったのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

その件に関しましては、現在のところ、県の下水道公社のほうからそういったものに対応するための経費があるので、その分を精算の中から控除するとか、あるいは予算を変えるとか、そういった説明は現在のところはありません。したがって、我々としては、下水道公社の中の予算の中で対応できるものと考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。ということは、例えば、事件というのですか、事故というのですか。そこら辺の内容も、町には報告はないという解釈でよろしいんですか。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

現在のところ、その分についての事情説明といったものはございません。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第8号 平成25年度開成町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、
原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

ありがとうございます。お座りください。起立全員によって、可決いたしました。

暫時休憩いたします。再開を10時45分とします。

午前10時30分